

金融機関に対する個人情報保護方策の義務付けと履行担保措置

※ 金融機関における「番号」情報保護方策の具体的なあり方は、金融機関がどのような場面で「番号」を取り扱うことになるのか等を踏まえて検討すべきもの。

1. 金融機関に対する個人情報保護方策の法的義務付け

(1) 一般の民間事業者と同様、金融機関にも個人情報保護法上の保護方策が義務付け（5千人超の場合）。

(2) 上記に加え、銀行法等の各業法では、

- ① 個人情報保護法上の安全管理措置に相当する義務
- ② 個人情報保護法上の目的外利用・提供の制限（センシティブ情報と信用情報にかかるもの）に相当する義務

についても、別途、法律措置済み（5千人以下にも適用）。

2. その履行を担保するための法的措置

(1) 一般の民間事業者と同様、金融機関も個人情報保護法上の履行担保措置の対象。

(2) 上記に加え、銀行法等の各業法では、より厳格な履行担保措置が規定。当庁ではその適切な行使に尽力。

(注) 個人情報保護法には規定のない立入検査権限、より幅広い監督命令権限（業務改善命令、業務停止命令等）